

「シニア農業技術ボランティア」設置要領

1 目的

近年、直売所向けに農産物を生産する農村女性・高齢者や市民農園を利用する一般県民等が増えており、こうした人々に対して栽培指導を行う指導者の確保に対する要望が高まっている。このため、県を退職した農業技術者を「シニア農業技術ボランティア」(以下「ボランティア」という。)として登録し、地域の依頼に応じて、適任者を紹介する。

2 活動内容

ボランティアの行う指導は、農産物直売所向けに農産物を生産する農村女性・高齢者、市民農園を利用する一般県民等のグループに対する基礎的な栽培技術とする。

3 ボランティア名簿の登録及び管理

- (1) 農業技術の普及業務に従事した経験を有する県職員退職者であって、ボランティアとして活動に取り組もうとする者は、別に定める登録書を農業経営課に提出する。
- (2) (1)により登録書の提出があった場合、農業経営課はシニア農業技術ボランティア名簿(以下「ボランティア名簿」という。)に登録する。なお、名簿登録者から登録辞退の申し出があった場合は、ボランティア名簿から登録者を削除する。
- (3) 各農林水産事務所農業改良普及課(以下「農業改良普及課」という。)が、地域の依頼に応じてボランティアを栽培指導者として紹介する場合に活用できるよう、農業経営課は、ボランティア名簿を農業改良普及課に送付する。
- (4) 農業経営課及び農業改良普及課は、このボランティア名簿を1の目的以外に使用してはならない。

4 ボランティアの紹介

- (1) 農業改良普及課は、管内の市町村、団体、グループから、ボランティアの紹介について依頼があった場合、ボランティア名簿から適任者を選定し、本人の同意を得た上で依頼者に紹介する。なお、依頼が多数の場合には、農業改良普及課で調整を行う。
- (2) ボランティアは、具体的な活動内容等について依頼者と直接調整を行う。

5 その他

- (1) ボランティアは、原則として無報酬とする。
- (2) ボランティアは、安全に配慮して活動するとともに、万一の事故等に備えて社会福祉法人愛知県社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」に加入するものとする。

附則 この要領は、平成20年4月7日から適用する。